

第83号議案

品川区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例 の一部を改正する条例

1 改正理由

今般、「児童福祉施設の設備および運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）」により「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「国基準」という。）」が改正（令和5年4月1日施行）され、指定児童発達支援事業所と認可保育所等が併設されている場合に、両施設における一体的な支援（以下「インクルーシブ保育」という。）を可能とするよう設備・人員の規定が緩和された。

これを受け、東京都は認証保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定による認可を受けていない保育施設のうち、東京都知事が認証したものをいう。以下同じ。）におけるインクルーシブ保育を実施可能とするため、東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月13日東京都条例第139号）等を改正し、令和7年4月1日付施行された。

国・都の動向を踏まえ、品川区における指定児童発達支援事業所と認証保育所が併設されている場合に、両施設におけるインクルーシブ保育を実施可能とするため、本条例を改正する。

2 改正内容

指定児童発達支援事業所と認証保育所が併設されている場合に、障害児の支援に支障がない場合に限り、インクルーシブ保育を実施可能とするため、指定児童発達支援事業所の特有の設備および専従の人員の共用・兼務について定める。

3 改正案

別紙 新旧対照表（案）のとおり

4 施行予定日

交付の日

品川区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の4第1項の規定により適用される法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号ならびに第21条の5の19第1項および第2項の規定に基づき、指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定めるとともに、法第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。 <u>(定義)</u> 第2条 この条例で使用する用語の意義は、法および児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「省令」という。）で使用する用語の例による。 （指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準） 第3条 法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号ならびに第21条の5の19第1項および第2項に規定する条例で定める基準は、<u>この条例に特別の定めがあるもののほか、省令に定めるところによる。</u> <u>(従業者の配置および設備の基準)</u> 第4条 <u>指定児童発達支援事業者は、認証保育所（法第35条第4項の規定による認可を受けていない保育施設のうち、東京都知事が認証したものをいう。以下同じ。）に入所している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限る、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</u> <u>2 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）が設ける発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の4第1項の規定により適用される法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号ならびに第21条の5の19第1項および第2項の規定に基づき、指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定めるとともに、法第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。 <u>(新設)</u> （指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準） 第2条 法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号ならびに第21条の5の19第1項および第2項に規定する条例で定める基準は、<u>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）に定めるところによる。</u> <u>(新設)</u>

改正後	改正前
<u>室、便所、静養室ならびに指定児童発達支援の提供に必要な設備および備品等は、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する認証保育所の設備および備品等に兼ねることができる。</u> （指定障害児通所支援の事業の指定に係る条例で定める者） <u>第5条</u> 指定障害児通所支援の事業の指定に係る法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、児童発達支援（病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）または診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。）により行われるものに限る。）に係る法第21条の5の15第1項の指定の申請については、この限りでない。 <u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	（指定障害児通所支援の事業の指定に係る条例で定める者） <u>第3条</u> 指定障害児通所支援の事業の指定に係る法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、<u>法第6条の2の2第2項に規定する</u>児童発達支援（病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）または診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。）により行われるものに限る。）に係る法第21条の5の15第1項の指定の申請については、この限りでない。